

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年3月17日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「本日は、この体制での最後の全体会議である。振り返ると、コロナ禍の1年であり、警察においても、行動変容を余儀なくされるなど、大変厳しい1年だったと思う。その中でしっかりとした結果を残していただいたということに対して感謝と御礼を申し上げたい。また、ある保険会社の社長が話されたことだが、今、コロナが非常に蔓延している中で、病院に中々行かない方や人間ドックを受診をしない方が増えてきているということであった。この1年でコロナに感染した方は、日本全体で約45万人で亡くなった方が9,000人弱である。一方、1年間で癌に新たにかかった方というのは100万人いて、癌で亡くなった方が40万人という数字があり、成人病と呼ばれている病気で亡くなる方というのは、コロナで亡くなる方に比べるとはるかに大きな数字になっているそうである。従って、こういった成人病について、早期発見、早期治療が原則であるが、人間ドックや早期に病院に行かなかつたために手遅れになってしまうというような事態が生じているとすれば、由々しきことであり、本末転倒というようなことにも繋がるとも考えられる。コロナに関しては恐れなければならないが、正しい恐れ方をすることが必要になってきているのだろうと思う。皆さんの中にもこれから新たな道を歩まれる方もいらっしゃるが、やはり1番大事なことは健康であると思うので、ぜひ過信をしないで、調子が悪い時には直ぐに病院に行く、或いは予防的なこととして人間ドックの受診を継続していくなど、自分の健康状態をしっかり保ち、そして、新たな場所で活躍をしていただければと思っている。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規定等の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨は、政府が進める行政手続における押印等の廃止を受け、県警察においても、行政手続における押印等廃止を進めるものであり、公安委員会規則に規定する様式の押印欄を廃止しようとするものである。改正の内容は、4つの県公安委員会規則に規定する届出書等の様式から押印欄を削るものである。昨年末、警察が所管して

いる許認可業務を始めとした各種手続きを定める内閣府令、国家公安委員会規則及び警察庁訓令が順次改正され、申請書等の手続きに関する様式から押印欄が削られたことから、これを踏まえ、県の規則において定める様式についても押印欄を削るものである。1点目は、岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の改正であり、昨年末に国家公安委員会が定める『聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則』が改正され、規則に定める様式から押印欄が削られたことから、県の規則で定める同様の様式についても押印欄を削るものである。2点目は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行規則の改正であり、昨年末の国家公安委員会規則改正により、性風俗営業や電話異性紹介営業の届出等に関する様式の押印欄が削られたことから、これらに関連する事業の届出についての様式の押印欄を削るものである。3点目は、岩手県暴力団排除条例施行規則の改正であり、昨年末の国家公安委員会規則改正により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の意見聴取の手続きに関する様式の押印欄が削られたことから、県の暴力団排除条例に関する手続きを定めた規則に関し、同種手続きに関する様式の押印欄を削るものである。4点目は、岩手県公安委員会審査請求手続規則の改正であり、昨年末の国家公安委員会規則改正により、国家公安委員会審査請求手続規則に定めている様式の押印欄が削られたことから、県の規則についても同じ様式の押印欄を削るものである。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員発言 》

「改正については問題はない。県警の業務においても押印の廃止に関することはいろいろ進めていると思うが、ある程度まとまった時点で報告願いたい。」

→本部発言

「まだ、これから廃止すべきものがあり、来年度に順次手続を進め、まとめて報告したい。」

○ 口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部改正について

警察本部から、「口頭により開示請求をすることができる個人情報は、当該個人情報の内容並びに期間及び場所について、告示するものとされており、本県警察では、各種試験や検定等の得点等を口頭で開示できるとして告示している。本改正は、口頭により開示請求をできる個人情報のうち、警備業法及び銃砲刀剣類所持等取締法に係る考査等について、生活環境課が所管していたものであるが、その所掌事務が生活安全企画課に移管されることから、所要の改正を行うものである。なお、施行期日は、本年4月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年2月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年2月中の受理は4件であり、2月末現在の受理の累計は7件となる。2月中に受理した4件の内容は、警察官等の言動に関するもの、パトカー等の走行等に関するもの、交通取締りに関するもの、交通事故・事故の捜査に関するものがそれぞれ1件であり、受理態様は電話が2件、文書及び来訪がそれぞれ1件であった。2月中における処理は4件で、2月末現在の処理の累計は7件となる。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「職務上のトラブル防止のため、しっかり教養していただきたい。」

○ 警察庁及び東北管区警察局による監察の結果について

警察本部から、「警察庁による監察については、昨年12月7日、翌8日に、警務課、監察課等6所属が受監した。受監結果は、指摘事項は、捜査書類の適正な保管管理の徹底であった。また、東北管区警察局による監察については、本年1月18日、翌19日に、警務課、人財育成課等5所属が受監した。受監結果は、指摘事項はなく、指導事項が、規程に従った受傷事故防止装備資機材の点検等であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「交番・駐在所における装備品については、本署での確認、管理を徹底していただきたい。」

《 委員発言 》

「適正な管理の徹底に関しては、口頭での注意喚起だけでなく、物理的に制限をするような踏み込んだ防止策を講じることが重要である。」

【生活安全部議題】

○ 令和3年春の地域安全運動実施について

警察本部から、「4月6日から15日までの10日間、春の地域安全運動を実施する。スローガンは『なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県』であり、これは、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が制定された平成19年に、県が防犯に関するスローガンを公募の上、決定したもので、以後、春の地域安全運動におけるスローガンとしている。運動の重点については、『子どもと女性の安全確保』、『特殊詐欺の被害防止』、『鍵かけの励行』の3点であり、主な推進事項は、新入学期に地域で行われる子どもの見守り活動への支援や制服警察官による顕示的な活動強化、高齢者に対する巡回連絡等により、留守番電話機能の活用に関する防犯指導の実施、鍵かけモデル地区の指定等、各警察署では地域の実情に応じた諸対策、広報を実施する予定である。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「昨年、数署に赴いて各署長から話を聞いたが、コロナ禍により関係団体等が集まったイベントや各学校を訪問しての活動が制限され、紙ベースでの情報伝達が多かったとのことであるが、今年は何らかの対策を考えているのか。」

→本部発言

「コロナ禍の対応は引き続き考慮しながら行っている。一方で、街頭活動による警察官の姿を見せる活動を中心に距離を図りながら推進する旨の報告を受けている。」

【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和3年2月末暫定値）

警察本部から、「本年2月末現在の本県における刑法犯認知・検挙状況について、前年同期と比較して、刑法犯総数の認知件数・検挙人員は減少したが、検挙件数・検挙率は増加した。重要犯罪の認知件数は増加したが、検挙件数・検挙率・検挙人員が減少した。重

要窃盗犯の認知件数は減少したが、検挙件数・検挙率・検挙人員が増加した。令和3年本部重点犯罪のうち特殊詐欺の認知件数は減少したが、検挙件数・検挙人員が増加した。同じく住宅対象侵入窃盗の認知件数・検挙件数・検挙率・検挙人員とも増加した。引き続き、未検挙事件について鋭意捜査を推進するとともに、事件発生時における初動捜査等を徹底し、早期検挙に努めてまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「検挙率が高くなっているので、引き続きよろしくお願ひしたい。」

【交通部議題】

○ 令和3年春の全国交通安全運動の実施について

警察本部から、「4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動を実施する。運動の重点は、『子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保』、『自転車の安全利用の推進』、『歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上』、『飲酒運転の根絶』の4点であり、スローガンは『手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず』である。運動期間中の主な行事は、運動初日に『春の地域安全運動』と併せた開始式を行うほか、雫石町交通安全のぼりロード大作戦、飲酒運転根絶パトロール、高齢運転者サポカー体験講習会等、関係機関、団体との連携による啓発活動等を実施する予定である。」旨の報告があった。

【警察学校議題】

○ 初任科第96期・一般職員初任科第34期の入校式について

警察本部から、「本年4月6日、警察学校において初任科第96期及び一般職員初任科第34期の入校式を執り行う。なお、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑み、例年御出席をいただいている知事をはじめとした来賓及び御家族等の出席については、昨年同様に御遠慮いただくこととしている。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警察学校

初任科生入校式における委員長の対応についての説明、決裁

○ 監察課

令和2年度退職警察職員表彰式における委員長の対応についての説明、決裁
監察課業務についての報告

○ 少年課

少年指導委員の追加委嘱及び委嘱書の交付についての説明、決裁